

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

法人県民税の法人税割の税率の特例措置を延長するため、滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県条例第 55 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

法人県民税の法人税割の特例措置について、その適用期限を平成 28 年 1 月 31 日までに終了する事業年度まで 5 年間延長することとします。

3 その他

（ 1 ）この条例は、公布の日から施行します。

（ 2 ）その他必要な規定の整備を行うこととします。

法人県民税

一定の法人に対して実施している法人県民税法人税割の特例措置
(超過課税)の適用期限を5年間延長します。

(付則第15条、16条関係)

改正の理由

本県においては、現在、健康福祉の推進、産業の振興、雇用の安定、琵琶湖の保全の施策等を推進しているところであり、今後も引き続き取り組んでいく必要がある。

しかし、これらの施策を推進していくためには財源の充実が不可欠であり、財政状況が厳しい中において、行財政改革の着実な取り組みを進めながら、現行の法人県民税の税率の特例措置について、その適用期限をさらに延長して財源の確保を図る。

特例措置の内容

特例税率 5.8% (本則 5%) 参考：標準税率 5% 制限税率 6%

ただし、中小法人については税負担を軽減するため税率を5%とする。

中小法人とは次の要件をともに満たす法人

資本金1億円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)

各事業年度の法人税額が年5000万円以下の法人

適用期間

平成28年1月31日までに終了する事業年度

超過課税措置については、昭和51年2月1日から開始する事業年度より実施

増収見込額

2,470社 5億2千万円 (平成21年度課税実績より試算)

参 考

(全国の超過課税の実施状況)

特例税率 6.0% 2団体(東京都、大阪府)
5.8% 44団体

静岡県は超過課税未実施(別途法人事業税の超過課税を実施)

対象法人

資本金額の基準

資本金	3億円超	1団体(京都府)
	2億円超	1団体(神奈川県)
	1億円超	41団体(滋賀県を含む)
	2千万円超	1団体(広島県)
資本金等の額	1億円超	2団体(山形県、茨城県)

法人税額等の基準

法人税額	5,000万円超	1団体(滋賀県)
	4,000万円超	1団体(神奈川県)
	2,000万円超	1団体(大阪府)
	1,600万円超	1団体(京都府)
	1,500万円超	3団体(愛知県、兵庫県、岡山県)
	1,000万円超	38団体
従業者の数	300人超	1団体(山梨県)

改正等の経緯・超過課税の実績額

(単位：百万円)

県議会	改正等の概要	超過課税額
昭和50年12月 (制定)	適用期間：昭和51年2月1日～昭和56年1月31日 税率：100分の6.2 [制限税率] 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超	2,475
昭和55年9月	適用期間を5年延長(～昭和61年1月31日)	5,116
昭和56年6月	税率：100分の6.0 [制限税率] 100分の6.2 100分の6に引き下げ 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超	
昭和60年9月	適用期間を5年延長(～平成3年1月31日)	7,494
平成2年9月	適用期間を5年延長(～平成8年1月31日) 税率：100分の5.8 100分の6 100分の5.8に引き下げ 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超	5,119
平成7年9月	適用期間を5年延長(～平成13年1月31日) 税率：100分の5.8 資本金：1億円超 法人税額：5,000万円超 中小法人の負担軽減のため 年1千万円超 年5千万円超に変更	4,792
平成12年9月	適用期間を5年延長(～平成18年1月31日)	4,076
平成17年6月	適用期間を5年延長(～平成23年1月31日)	(4,813)

超過課税の直近の実績額 (単位：百万円)

課税年度	法人税割額 A	内 超過課税額 B	率 B/A
平成18年度	9,631	1,186	12.3%
平成19年度	11,058	1,364	12.3%
平成20年度	9,699	1,199	12.4%
平成21年度	4,162	544	13.1%
平成22年度見込	3,915	520	13.3%
計	38,465	4,813	

滋賀県税条例の一部を改正する条例

旧	新
<p>(事業所得等を生ずべき業務を行う者の帳簿書類の保存)</p> <p>第23条の4 その年において不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき業務を行う個人で、その年の前々年中または前年中の所得について所得割(第27条の2の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課されたもの(これに準ずる者として施行規則第2条の3の2第1項に規定する者を含む。)は、同条第2項に定めるところにより、その年においてこれらの業務に関して作成し、または受領した帳簿および書類を保存するものとする。</p> <p>(法人の事業税の徴収猶予)</p> <p>第38条の6の2 (略)</p> <p>2 知事は、法第72条の38の2第1項または第6項の規定により徴収猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを施行令第32条の3に定めるところにより、徴しなければならない。ただし、担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第15条 平成13年2月1日から平成23年1月31日までの間(以下この条において「適用期間」という。)に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割および適用期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p>	<p>(事業所得等を生ずべき業務を行う者の帳簿書類の保存)</p> <p>第23条の4 その年において不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき業務を行う個人で、その年の前々年中または前年中の所得について所得割(第27条の2の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課されたもの(これに準ずる者として施行規則第2条の3の8第1項に規定する者を含む。)は、同条第2項に定めるところにより、その年においてこれらの業務に関して作成し、または受領した帳簿および書類を保存するものとする。</p> <p>(法人の事業税の徴収猶予)</p> <p>第38条の6の2 (略)</p> <p>2 知事は、法第72条の38の2第1項または第6項の規定により徴収猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを施行令第32条に定めるところにより、徴しなければならない。ただし、担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第15条 平成13年2月1日から平成28年1月31日までの間(以下この条において「適用期間」という。)に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割および適用期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p>